

高速道路等沿道における 屋外広告物規制の見直しについて

平成28年10月4日
和歌山県都市政策課

第2回 和歌山県 屋外広告物専門委員会

第1回専門委員会

日 時:平成28年8月30日(火)10:00~12:00

場 所:アバローム紀の国 5Fカトレア

論 点:①表示内容
②規格
③デザイン
④乱立防止
⑤危害防止



第2回専門委員会

・第1回専門委員会を踏まえた事務局基準(素案)



第3回専門委員会 開催予定 H28.10.25(火)

・事務局基準案及びガイドライン(素案)について

検討の方向性(第1回専門委員会資料抜粋)

■案内広告物表示に係る項目を下記に示し、特に着色の内容を中心に検討するものとする。

該当項目		内容	要素
広告物の表示に係る項目	広告物の特性	・広告物に業種の特徴を表す	利便性
	構造	・他の構造物との関係を考慮した構造的な安全	秩序 視認性
	規格	・広告物の設置や大きさに係る幅や高さなどの制限	
	情報整理	・情報量、情報種類、重要情報の優先順位など	
	面積	・表示可能な広告物の最大面積または制限基準になる面積	
	形状	・広告物の形の表現範囲又は制限	自由・個性的な表現
	色彩	・色彩の表現における色相、彩度、明度、使用面積など	
	文字	・文字の面積や規格、書体、構成など	
	素材	・広告物の外部・内部を形成する素材	
広告物の表示によって影響される項目	広告物同士	・その他の広告物との関係	調和 視認性
	地域特性	・景観計画上に分類された地域特性を表す	

【論点①(表示内容)】 検討の方向性(第1回専門委員会資料抜粋)

(1)表示内容 →

地点・施設に限定するか、商品広告等を認めるか。民間施設の取扱いをどうするか。



■検討項目案

【条例第6条第6項の特例許可の対象となり得る広告物】

- ・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物
- ・公衆の利便に供することを目的とする広告物

(商品広告等については、高速道路等利用者の利便性向上という今回の施策目的に照らし、設置を認めない方向で検討)

■検討方針案

- ・上記規定を踏まえ掲出を認める地点・施設基準案を策定
例)観光振興に資する地点、施設等を一定の指標により規定
観光客等の利用する施設を用途で規定

判断を要する施設等

地点 → 文化財、ジオサイト、観光地等

施設 → 文化財、公共施設、運動施設、美術館・博物館、
宿泊施設、物販店舗、飲食店、商品広告、工場等

【論点①(表示内容)】 第1回専門委員会における議論

委員の主な意見

- 観光客の気持ちに添った観光案内を認めるべきではないか。
- 商品広告であることを理由とした一律排除には批判も多いのではないか。
- 県が認定した商品に限って広告物の設置を認めることも一案。
- 個社の宣伝はNGだが、地域のブランド品(有田みかん等)であればOKにする場合、「公共的目的を持った広告物」の定義を明確にするべき。
- 商業広告と案内広告の線引きを明確にしておくべき。
- 広告物の設置を認めるべき公益性等があるか否か、判断基準(施設の集客数等)を持つておくべき。
- PFI手法を用いることも一案。



上記に対する事務局の回答

- 『プレミアム和歌山』等を活用した仕組みも検討したが、商品数が多く非現実的。また、高速道路等の沿道は、本来、禁止地域であり、高速を降りれば禁止地域の規制が外れるため、高速道路等沿道と一般道沿道における広告物の役割分担を考慮することが必要。
- 商品に関連する広告であっても、当該商品を製造する工場であって観光客が見学に訪れるもの等については、施設案内として対象になり得るものと思料。情報提供の相手方が自動車利用者である以上、施設側に一定の駐車容量が存在することを条件化することも一案。

【論点①(表示内容)】 表示を認める施設等の考え方(案)

規定にあたっての原則

- ・ 条例第6条第6項の禁止地域における特例許可の対象となり得る広告
 - (1) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物
 - (2) 公衆の利便に供することを目的とする広告物

規定の方針

上記原則を踏まえ整理

- ・ 許可地域の一般許可と異なり、禁止区域における特例許可
- ・ 特例許可対象地域が広域幹線道路である高速道路等の沿道

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・ 表示内容 | 目的に沿った地点・施設に限定 |
| ・ 規格・デザイン | 景観調和、視認・判読性から規定 |

【論点①(表示内容)】 表示を認める施設等の考え方(案)

今後の対応方針(案)

公益社団法人 和歌山県観光連盟※が運営する和歌山観光情報サイトの掲載を必要要件として、以下の(1)~(3)としてはどうか。

※会員 : 県、市町村、市町村観光協会、交通機関、ホテル関係機関
準会員 : 各種組合、商工会、交通機関、旅行会社、個人企業等

- (1) 当該サイトの和歌山全県マップに掲載されている地点・施設等
- (2) 当該サイトの観光スポット検索サイトの登録施設等(467施設等が登録)
- (3) 当該サイトのわかやま合宿ガイドの登録スポーツ施設

※上記は、重複多数

【上記要件の考え方】

※当該サイトは、公益社団法人である和歌山県観光連盟が運営するサイトで、和歌山県内の観光情報が集約されている。(和歌山県観光連盟が全国観るなびサイト(日本観光振興協会)から取捨選択したもの)

※観光スポットの登録施設等は、市町村の観光部局からの推薦である。

※当該サイトでは地点、施設及び地域の名産品等が照会されており、公序良俗に反するものは排除されている。

※観光スポットの、「食べる」「お土産・逸品」で登録されているものは、地域の名産品であり個別の商品ではない。
また、地域の商工会等の組合の紹介が多い。

【課題】

※地域の名産品等でカバーできていない物の扱い

【論点①(表示内容)】和歌山全県マップの一部



【論点①(表示内容)】 観光スポット検索サイト

和歌山県 和歌山県の旅のことなら
わかやま観光情報

法人の方へ Foreign language

ホーム | アクセス | サイトマップ

Google™ カスタム検索

和歌山について | 世界遺産 高野・熊野 | 温泉 | イベント | モデルコース | 旅の手引き

ホーム > 観光スポット検索

条件から探す。

カテゴリから探す

- 世界遺産
- 観る
- 遊び・体験
- 食べる
- 温泉
- お土産・逸品

エリアから探す

- 和歌山エリア：和歌山市
- 和歌山エリア：海南市
- 和歌山エリア：紀美野町
- 那賀エリア：岩出市
- 那賀エリア：紀の川市
- 伊都エリア：橋本市
- 伊都エリア：かつらぎ町

キーワードから探す

例：花火大会

観光スポットを探す

カテゴリから探す

- 世界遺産 
- 観る 
- 遊び・体験 
- 食べる 
- 温泉 
- お土産・逸品 

エリアから探す

キーワードから探す

1~10件目 / 467件中 1 2 3 4 5 次のページ > 最後 >>

和歌山県 観光情報 観光スポット検索

【論点①(表示内容)】 観光スポット検索サイト

■わかやま観光情報の観光スポット登録サイトの登録(「お土産・逸品」で検索の例)

カテゴリ	スポット数
世界遺産	48
観る	189
遊び・体験	233
食べる	85
温泉	61
お土産・逸品	71
合計※	467※

※重複多数

紀州漆器

歴史のある街並みが現在も残る黒江地区で、日本三大漆器と称される紀州漆器をオーダーメイドにすることができます。また、伝統的な漆器の資料展示をはじめ、重箱や盆…

住所/和歌山県海南市船尾222

お問い合わせ/073-482-0322

カテゴリ:[遊び・体験][お土産・逸品]



1~10件目 / 71件中 [1](#) [2](#) [3](#) [4](#) [5](#) [6](#) [7](#) [8](#) 次のページ>

オーダーメイドフルーツソース

田辺市上秋津地区ではほぼ1年を通して多種多様な柑橘が栽培されています。その種類は数十種類に及びます。その中から数種類の柑橘をお客様のご要望に応じてブレンドし…

住所/田辺市上秋津4558-8

お問い合わせ/0739-35-1199

カテゴリ:[食べる][お土産・逸品]



硯石「曇茶羅の怪」

熊野地方で産出される那智黒石は古くから硯の材料として利用され、江戸時代から書道家などに高い評価を受けてきました。和歌山県名匠、2003年日本文化デザイン大賞…

住所/東牟婁郡那智勝浦町那智167-2

お問い合わせ/0735-55-0020

カテゴリ:[遊び・体験][お土産・逸品]



初桜酒造 川上酒の酒蔵見学ツアー

【論点①(表示内容)】 観光スポット検索サイト

■わかやま観光情報の観光スポット登録サイトの登録(「食べる」で検索の例)

紀州湯浅のしらす丼

和歌山県でしらすの水揚げ量第1位を誇る紀州湯浅のしらす丼は湯浅ならではの極上グルメです。山、川、海に囲まれた自然豊かな湯浅湾の恵みをどんぶりいっぱいのにせて味…

住所/湯浅町

お問い合わせ/0737-63-2525

カテゴリ:[食べる]



トビウオ料理

グライダーのように水面上を滑空するトビウオは、串本町のシンボル!トビウオは主に干物として売られていますが、串本ではお刺身で食べることができます。また、町内の飲食…

住所/東牟婁郡串本町(町内飲食店)

お問い合わせ/0735-62-3171

カテゴリ:[食べる][お土産・逸品]

近大マグロ

世界初のマグロの完全養殖に成功した近畿大学大島研究所は世界的にも注目を浴び、「近大マグロ」として知名度が上がる一方、鮪の稚魚を大きく育てる「畜養マグロ」も串本で…

住所/東牟婁郡串本町

カテゴリ:[食べる][お土産・逸品]



しよらさん鯉

串本町発祥のケンケン漁で釣り上げられたカツオを、串本町では「しよらさん鯉」と呼びます。「しよらさん」とは、愛しい人・大切な人という意味で、一本一本丁寧に扱われま…

【論点①(表示内容)】 商品広告等の取扱い(案)

【地域の名産品表示に係る基本的な考え方】

- ・ 高速道路等沿道において観光地等の案内情報を提供し、高速道路等利用者の利便性向上を図るといふ今回の施策目的に照らせば、本来、商品広告の掲出は適当でないと考えられる。
- ・ 一方で、例えば、地域の特産品(有田みかん、あら川の桃、みなべのうめ、那智勝浦のマグロ等)を総称する広告物は、来県者の気運の醸成等にもつながるもの。

今後の対応方針(案)

◎ 地域の特産品等で県観光情報サイトでカバーできていないものについては、以下の基準に該当する場合に限り掲出を認めることとしてはどうか。

- (1) 掲出物の公共性を確保するため、公共的目的をもって設立された者(農協、漁協、森林組合、商工会議所、市町村等)が設置すること
- (2) 案内広告としての機能を確保するため、最寄ICに関する情報を含めること

(参考)掲出を認めるイメージ図

※現時点におけるイメージであり今後変更があり得る



【論点②(規格)】 検討の方向性(第1回専門委員会資料抜粋)

(2)規 格 →

大きさ、高さ等をどうするか。 集合化を原則とするか。



■規定項目案

【大きさ・形状】

- ・広告板の幅、高さ、形状
- ・単独、集合は別規格(集合化のインセンティブ)

【使用材料】

- ・骨組みの材質等

【高さ】

- ・地盤からの高さ 0m以下
- ・路面からの高さ 0m以下
- ・背景の山の稜線を犯さない

【隣接広告物との関係】

- ・高さの統一等

■規定方針案

- ・利便性向上である以上、原則、集合化。単独は特別な場合に限るべき。
- ・ドライブシミュレーションによる風致・美観への影響
- ・走行判読性、必要文字数等からサイズを規定
- ・統一感から形状を規定

委員の主な意見

- 地形的特性によって設置可能な看板のサイズが異なることから、長辺等の長さ規制ではなく面積規制とすべき。
- 看板の大きさが決まれば、視野角で道路面からの高さが決まることから、高さ規制を行う必要性は薄いのではないか。
- 視認できない看板は自然と淘汰されると考えれば、視認性(文字大きさ)を考慮する必要性は薄いのではないか。
- 集合看板の設置を促進するためには、単独看板の場合より面積を大きく取れるようにすることが有効。



今後の対応方針(案)

- 既設広告の事例から、高さや文字サイズ等の規定の必要性を検証(必要に応じてCGIによるシミュレーションを実施)。
- 現条例の独立広告のサイズ等の基準(次ページ)とバランスをとる。

【論点②（規格）】 現行の野立て広告規制

（参考）野立て広告の現状の規制

		禁止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
自家用	高さ	10m以下	15m以下	15m以下	15m以下
	面積	一面10㎡以下、合計20㎡以下	一面10㎡以下、合計20㎡以下	一面20㎡以下、合計40㎡以下	一面30㎡以下、合計60㎡以下
一般	高さ	掲出不可	7m以下	7m以下	7m以下
	面積		一面7㎡以下、合計14㎡以下	一面15㎡以下、合計30㎡以下	一面20㎡以下、合計40㎡以下
	その他		1. 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置すること。 2. 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は7m以上であること。 3. 点滅又は回転するものでないこと		
共通		1. 道路上に突き出さないものであること 2. 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること 【禁止地域においては下記の基準も遵守】 3. 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100メートル以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと			
色彩		彩度が8を超える色彩を使用する面積は表示面積の1/3以下			彩度が8を超える色彩を使用する面積が、表示面積の1/3以下の場合、面積基準については上記基準の1.5倍以下になります。

(3)デザイン →

字体、色、文字大きさ(視認性)等をどうするか。写真やポイントカラー等を認めるか。



■検討項目案

- | | |
|-------------|--|
| 【色】 | 下地色、文字色及びポイントカラー
(色相、彩度、明度、使用面積等) |
| 【字体・サイズ】 | 視認性の良い字体から選定
路端からの距離等から視認性を考慮し文字サイズを決定
文字間隔等 |
| 【降口・距離案内表示】 | 表示面積の〇割以上、表示位置、表示方法 |
| 【絵・写真】 | 表示面積の〇割以下、表示位置、 |
| 【空き看板対策】 | 白地ではなく特定のデザインを決めておく |
| 【広告の裏面对策】 | 色の統一等 |

■規定方針案

- ・おしゃれで統一感があって一定の個性を認める
- ・走行判読性
- ・同一用途の施設や同一ICからの案内は、集合化

【論点③ (デザイン)】第1回専門委員会における議論と今後の対応方針

委員の主な意見

- 色相、彩度等については規制せず、自由でもいいのではないかと。
- 和歌山らしい色合い(みかん、桃等を連想させる色)を使うのも一案。
- 業者の立場としては、許可事務が円滑に進むよう、ある程度細かな基準を希望。
- 本項目については、ガイドラインによる誘導の方が馴染むのではないかと。
- 基準を詳細に定め過ぎず、許可の際に第三者機関の意見を聴く等も一案。
- 空き看板対策は必要と考えるが、経費のかからない方法(単色塗り)を希望。



上記に対する事務局の回答

- 広告物の設置許可に係る事務は権限移譲により市町村が運用する点に留意が必要。現場で混乱が生じないように、また、市町村の負担を軽減する観点から、基準・ガイドラインの体系の中である程度明確に判断できるようにしておくことが必要。

今後の対応方針(案)

- ◎ ベース色、文字色及びその面積を基準として規定する
(地点、施設名等を示す部分は、全体面積の3/5程度とする)
- ◎ なお、基準で規定しきれない部分がある場合は、ガイドラインで補完する。

(4)乱立防止 →

一定の数量規制や相互間距離規制を設けるか。設置場所を限定するか。



■検討項目1案

【掲出可能枚数】

表示内容につき県内全域で合計〇枚まで(上り、下り別)

■検討方針案

- ・乱立防止、利便性の向上の観点から表示内容につき設置枚数を制限

■検討項目2案

【設置場所】

道路路端から〇〇m以内

相互間距離 〇〇〇m以上(走路方向)及び〇m以上(走路直交方向)

あらかじめ、地形・景観等を考慮し設置場所を限定

■検討方針案

- ・走行時の視野角と看板サイズ等から判読できない場所への設置を制限
- ・乱立による景観阻害の防止
- ・視認性と判読時間の確保(判読に数秒必要)

(5)危害防止 →

道路標識の視認性の確保や適正な維持管理をどのように確保するか。



■検討項目1案

【道路標識の視認性の確保】

- ・道路標識から0m以上離す
- ・道路路端から0m以上離す

■検討方針案

- ・交通安全性の確保の観点から、道路標識の視認性を阻害しない
- ・ドライブシミュレーションによる検証

■検討項目2案

【広告物による危害の防止】

構造安全性及び適正な維持管理の確保

■検討方針案

- ・暴風などによる案内広告の飛散による走行車両等への危害の防止

【論点④・⑤】 第1回専門委員会における議論と今後の対応方針

委員の主な意見

- ICからの距離により設置を認めるものを制限してはどうか。例えば、ICから一定距離以内は、当該ICを最寄りとする施設等に限る等。
- 施設等の数が増えれば、総量規制を敷いても広告枚数の増加は免れない。地形等を踏まえて設置場所を規制していく方が良いのではないか。

今後の対応方針(案)

- ◎ ICの位置と違反広告物の設置場所等を勘案のうえ、規制を設けることの現実的可能性を精査。その際、IC相互間距離が短く、かつ、トンネル・高架等によりその区間に広告物を設置できる箇所が必ずしも多くないことには留意が必要。
- ◎ 乱立防止の観点(視認性、判読性とも密接に関係)は、相互間距離規制、設置可能場所規制により対応することが考えられる。
施設ごとの設置可能枚数規制(例:1施設につき最大△枚まで)の必要性は、引き続き精査。
- ◎ また、広告物の設置場所を限定する方向で検討を進める(例:路面から高さ5mまで、路端から5m~20mまでの範囲等)

委員の主な意見

- 基準とガイドラインの関係性を明確にすべき。
- 各委員が共通認識を醸成できるよう、目指す規制内容・イメージについて具体的な事例を用いて検証すべき(どういう状態を排除するか等)。
- 高速道路のみならず、ICを降りてから目的地に向かうまでの全体のサインシステムが将来的には必要。



今後の対応方針(案)

- ◎ 基準とガイドラインの関係については、整理方針を決める(次ページ)。
- ◎ 具体的に個々の設置事例の問題点を整理し、必要な規制や望ましくない状態をイメージとしてとりまとめる。
- ◎ 広告設置者向けに、高速を降りた場所から目的地に向かうまでの案内の推奨事例等を、可能な限りガイドラインに記載する。

基準とガイドラインの役割分担(案)

	案1	案2	案3
ガイドラインの位置づけ	<p><u>基準の一部</u></p> <p>(基準(法令)で規定しきれない 詳細基準を規定)</p>	<p><u>推奨事例集</u></p> <p>(基準(法令)適合を前提に より望ましいあり方を規定)</p>	案1と案2の折衷案
ガイドラインの拘束力	<p>有</p> <p>(ガイドラインに抵触する限り 設置自体不許可)</p>	<p>無</p> <p>(基準(法令)に合致する限り 設置自体許可)</p>	—
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・基準(法令)の限界を補完することが可能 ・市町村、広告業者の負担減 	<ul style="list-style-type: none"> ・個性的な沿道景観の創出 	—
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・単一的な沿道景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の負担増 (裁量の余地が増大) ・広告業者の負担増 (審査期間の長期化) 	—

⇒ ガイドラインは一般的に案2(推奨事例)として位置付けることが多いが、今後の基準の検討状況を見つつ、基準を補完する必要がある場合には、案3(折衷案)のように位置付けることも検討。

■高速道路等沿道における案内広告物の設置ガイドライン(仮称)の構成案

(1)これまでの高速道路等沿道規制の概要

(2)現状の高速道路等沿道の広告物の設置状況と課題

- ・現状の分析と問題点の整理

(3)新たな高速道路等沿道の広告物の規制の方向

- ・独立広告物(野立て看板)
- ・壁面及び屋上広告物

(4)特例許可基準について

- ・基準と図解(デザイン例、走行車両から見た掲出イメージ等)
- ・基準の考え方

(5)高速道路等から目的地までの案内広告のあり方

(参考 検討資料、検討過程等を明記)